

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
1	全般		一時的に身を寄せている住宅の改修について	被保険者が子供の家に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか？	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、 <u>住所地の住宅のみ</u> が対象となります。子供の家に住所地が移されていれば、介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。 ※ 住宅改修のために住民票を移すことは認めていません。
2	全般		賃貸アパート共用部分の改修費用について	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象になりますか？	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該被保険者の専用の居室内に限られるものと考えます。ただし、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該被保険者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該被保険者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、被保険者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものと考えます。
3	全般		分譲マンション共用部分の改修費について	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか？	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規定や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。
4	全般		賃貸住宅退去時の改修費用について	賃貸住宅の場合、退去時の現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となりますか？	住宅改修の支給対象とはなりません。
5	全般		新築住宅の竣工日以降の改修工事について	住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、支給対象になりますか？	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修費の支給対象となります。※ 本市では、新築時にあえて住宅改修対象部分を工事しないことは認めていません。
6	全般		住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて	①10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えて、新築家屋として住みはじめたが、再度住宅改修を行う必要が生じた。この場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として支給限度額基準額はリセットになりますか？	①建て替えは転居にはなりません。この場合は「転居した場合の例外」にはあたりません。
				②同一敷地内に5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築しました。その後新築家屋で住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として支給限度額基準額はリセットになりますか？	②同一敷地内は転居にはなりません。ただし、土地の分筆をし、枝番が付くなど住居の表示が変わって、住民登録上も転居届出を行った場合には、転居として扱うことができます。
7	全般		理由書の作成担当者について	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能ですか？	可能です。
8	全般		家族等が行う住宅改修について	家族等が行う住宅改修は支給対象になりますか？	【材料費のみを支給対象として認める場合(工賃は対象外)】①被保険者本人または被保険者と同居している個人事業者が行う場合②被保険者と別居の法人事業者の社員または個人事業者が業務外として行う場合【材料費+工賃を支給対象として認める場合】①法人事業者の社員として行う場合(同居、別居は問わず)②被保険者と別居の個人事業者が業務として行う場合
9	全般		領収証について	領収証は、写しでもよいですか？	(償還)申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。受領委任払い制度では、利用者負担の領収書の写し(コピー)の提出となります。
10	全般		工事内訳書について	事前相談、支給申請の際に添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか？	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事についても、できるだけ、内容や規模等がわかるようお願いいたします。

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
11	全般		添付写真の日付等について	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことですが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいですか？	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをお願いいたします。
				写真に日付を入れ忘れた場合はどうしたらよいですか？	事前相談や支給申請時に写真に日付がない場合には、日付の入った写真に取り直して頂くようお願いしています。
				改修箇所の写真を撮る際に注意することはありますか？	【手すり】①既存の手すりの太さを被保険者に合った太さの手すりに変更する場合、メジャーを当てて手すりの太さの比較ができる写真もお願いします。②既存の手すりの位置を被保険者に合った位置に付け替える場合には、メジャーを当てて位置の変更が分かるように撮影してください。【段差の解消】①敷居を撤去する場合、真上からの撮影では敷居がなくなったかどうか分かりづらい写真が見受けられます。角度や明るさ等を確認のうえ段差の解消が分かるように撮影してください。分かりづらい場合は、事前写真と事後写真を比較して分かるようにメジャーを当てて撮影してください。②床上げ、床下げの場合も至近距離で撮影するなど段差の解消が分かるように撮影してください。分かりづらい場合は、事前写真と事後写真を比較して分かるようにメジャーを当てて撮影してください。③浴槽の高さを変更する場合、メジャーを当てて浴槽の高さの変更が確認できるように撮影してください。【便器の取替え】①便器の高さを変更する場合、メジャーを当てて便器の高さの変更が確認できるように撮影してください。※メジャーを当てて撮影する場合には、メジャーの数値が読めるように撮影してください。
12	全般		住宅改修費の支給に必要な申請書類のうち、写真の現像等に必要な費用について	施行規則第75条第1項第7号の「完成後の状態を確認できる書類等」については、改修前及び改修後それぞれの写真とすることとなっているが、その写真の現像料等については申請者の負担としてよいですか？	写真は住宅改修費の支給に必要な申請書類であるため、工事代金ではありません。住宅改修費の支給の申請者、つまり、受領委任払いの場合は、支給申請をするのは施工業者が負担するものと考えます。なお、受領委任払いの場合、新規届出に際し確約いただいた「代理受領に係る同意」のとおり、写真の現像料など事前申請および住宅改修費代理受領の手続きについて生じる費用を利用者に負担させることはできません。
13	(新規)全般		法定福利費について	法定福利費(厚生年金・健康保険・雇用保険等)を申請者の負担としてよろしいか？	法定福利費は事業者が負担するものであり、介護保険では給付できません。
14	全般		要介護(支援)者が2人いる家の住宅改修	住宅改修の必要な被保険者が2人いる家の場合、介護保険住宅改修費支給限度基準額は40万円になりますか？	介護保険は個人に対して給付されるものであるため、2人で40万円と考えるのではなく、1人20万円として、各々に必要な工事と支給の可否を判断することになります。そのため、支給申請もそれぞれ別々にする必要があり、見積りや領収書といった添付書類もそれぞれ別々に作成することになります。
15	入院・入所	入院(入所)中の住宅改修について		①入院中または施設入所中の被保険者が、月に数日自宅に帰ってくる(外泊)ために住宅改修を行った場合、給付の対象になりますか？	①入院中または施設入所中の方の生活の拠点は病院または施設になります。住宅改修は在宅サービスとして位置付けられているため、外泊時であっても利用できません。※ここでいう施設とは、介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、養護老人ホームになります。
				②入院または入所している被保険者がまもなく退院または退所する予定であるが、住宅改修を行うことはできますか？	②退院または退所後に居住する住宅について予め改修しておくことも必要と考えます。必ず市に事前申請をしてから工事を着工してください。なお、住宅改修費の支給申請は、実際に退院または退所し在宅に戻られてからとなります。万が一、退院または退所しないこととなった場合には申請ができません。全額自己負担となる可能性もあることを十分に説明した上で工事をするか否かを決めるようにしてください。
16	入院	償還のみ	工事着工後に被保険者が入院した場合について	在宅でサービスを利用している被保険者が、住宅改修工事の途中段階で容態の急変等により入院してしまい、退院の見通しがつかなくなってしまう場合、住宅改修費の申請はできますか？	被保険者が入院するまでに完成した工事の部分までが給付の対象となります。ただし、償還払いによる申請となります。※受領委任払いで事前申請をしている場合には、市に連絡をし、償還払いでの事前申請に切り替える必要があります。
17	入所		有料老人ホーム入所者の住宅改修について	有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象になりますか？	有料老人ホームの居室部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。)は、制度上、住宅改修は可能ですが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していません。ただし、高齢者の身体の状態によっては、住宅改修費の支給が認められる場合もありますので事前に横須賀市に相談してください。
18	死亡	償還	住宅改修工事の途中で被保険者が死亡した場合の取扱いについて	在宅にいる被保険者が住宅改修工事の途中で死亡した場合、住宅改修費の申請はできますか？	在宅にいる被保険者が改修工事の途中で死亡した場合⇒死亡時に完成している部分までを介護保険の給付対象として申請することはできます。ただし、償還払い(利用者が全額を支払い後から7割から9割分を支給)での申請となります。

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
19	死亡	受領	住宅改修完了日以降に被保険者が死亡した場合の取扱いについて	受領委任で事前申請をし、改修工事完了日まではご存命だった被保険者が急に死亡してしまった場合、受領委任での申請はできますか？	改修工事の完了日において、ご存命で在宅に居たのであれば、受領委任払いでの申請は可能です。
20	死亡		退院・退所の準備として住宅改修をしていたが被保険者が死亡してしまった場合の取扱いについて	退院または施設の退所をするにあたって、在宅生活の準備として住宅改修工事を行ったが、体調が急変し、在宅に戻ることなく被保険者が死亡してしまった場合、住宅改修費の申請はできますか？	在宅生活の準備として住宅改修を行う場合、償還払いでの事前申請を行っていただきます。しかしながら、質問のように在宅に戻ることなく、被保険者が死亡された場合、住宅改修費の支給はできません。(全額自己負担となります。)
21	転入	償還	転入市内転居に先駆けての住宅改修について	今回、A市から横須賀市へ6月1日に転入する予定だが、転入に先立ち5月中に横須賀の住宅の改修をしようとする場合どうしたらよいですか。	住宅改修の対象となる住宅は、介護保険被保険者証に記載されている住所となりますが、ご質問のケースの場合、やむを得ない事情として給付の対象とすることは可能です。但し、工事前に必ず事前申請を行ってください。なお、この場合には、実際に横須賀市に転入後に償還払いによる申請となります。受領委任払い制度では利用できません。また、市内転居の場合も同様です。
22	手すりの取付け		ねじを使用しない手すりの取付けについて	住宅改修における手すりの取付けには、ねじで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤(エポキシ剤)による取付けは住宅改修の対象になりますか？	住宅改修の対象になると考えます。
23	手すりの取付け		庭に出るための手すりについて	洗濯物を干すため、物干し台のある庭に手すりを設置する場合、支給対象になりますか？	住宅改修の対象となる手すりの取付けは、日常生活上真に必要なものに限る、目的、必要性などを勘案して対象とすることから、洗濯物を干す行為が、住宅改修により被保険者の自立支援につながる等の期待効果が得られる場合は、支給対象となります。
24	手すりの取付け		上部平坦型の手すりについて	手すりには、円柱型などの握り手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となりますか？	支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。
25	(移行)手すりの取付け		勝手口から公道への通路面に手すりを設置する工事について	勝手口から公道への通路面に手すりを設置する工事は給付対象となるか。	公道までの通路面の確保のための工事は、玄関から公道までの通路面を想定しているが、勝手口から公道へ通路面の方が動線の距離が短い、身体的負担が少ない等の理由があれば認められる。
26	(移行)手すりの取付け		ベランダ側に設置した手すりについて	2階ベランダを利用するために、居室の外のベランダ側に手すりを設置することが必要な場合、支給対象となるか。また、1階の勝手口から裏庭に出入りするために外壁側に手すりを設置することが必要な場合は支給対象となるか。	ベランダ側に設置した手すりは支給対象となる。また、勝手口の利用のために外壁側に設置する手すりについては、玄関からの外出が困難で勝手口を外出するための主な通路として利用する場合や、洗濯物を干すために裏庭に出入りする場合など、被保険者の自立支援に資するもので日常生活上、真に必要なもの限り支給対象となる。
27	(移行)手すりの取付け		既存手すりを撤去後、移設する工事について	ユニットバスの手すりについて、現在の手すりの位置では遠すぎるため、位置を変更したい。しかし、既存手すりが邪魔となるため、撤去して新しい手すりを取り付けたい。古い手すりの再利用が不可能。また、既存手すりを撤去した場合、5cm程の穴があいてしまう。このままだと強度が保てないため、穴を埋め、補修が必要。補修費も住宅改修対象として認めることはできるか。	既存手すりを撤去、移設する工事は既に認めているところ。なお、撤去費用と最低限の補修費も支給対象として認められる。
28	(移行)手すりの取付け		自室で仕事をするための手すり工事について	2階に上がるための手すりを取り付けたい。2階に上がる理由が、「本人(会計士)が自室で仕事をするため」である。自室であり店舗ではないので、住宅改修として認められるか。	認められない。自室であっても、そこで仕事をしているのであれば店舗と同等のものとして扱う。
29	手すりの取付け・段差の解消		玄関から道路まで対象になるかについて	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となりますか？	対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。
30	段差の解消		玄関の段差解消に伴う床の解体費について	玄関の段差解消を行うためスロープを設置する際に、もともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修費の対象になりますか？	このような場合、スロープの設置工事に付帯するものと考えられます。

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
31	段差の 解消		玄関以外の段差解消について	住宅改修における「段差の解消」について、玄関から道路までの通路等とありますが、玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃き出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃き出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費の給付の対象となりますか？	ご本人の通常の出入口が掃き出し窓や縁側であると考え、玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の対象となります。
32	段差の 解消		玄関から道路までの段差緩和工事 対象について	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象 となりますか？	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。
33	段差の 解消		玄関以外のスロープの設置につい て	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象 となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりま すか？	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。
34	段差の 解消		上がり框(かまち)の段差緩和工事 について	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする 工事は支給対象となるか。	式台については、壁などに固定をしたものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象になりません。また、上がり 框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。 ※式台を設置した写真については、固定した箇所がわかるように撮影してください。
35	段差の 解消		浴室の段差解消工事について	床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する(固定なし)場合は住宅改修 の支給対象となりますか？	浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具のうち「浴室内のすのこ」(浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えら れます。この場合、住宅改修ではなく福祉用具購入費の支給対象となります。但し、平成18年4月より特定福祉用具購入費支給対象は特定福祉用具販売事業 所から購入したものに限られます。
36	段差の 解消		段差解消機等の設置について	①昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか？	①昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、 固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。
				②昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとある が、動力によらず、手動の場合は、支給の対象となるか。	②手動であっても、これらの設置工事は対象外となります。
37	段差の 解消		ユニットバスについて	浴室の改修について、段差の解消や手すりの取付け等のため、従来ある浴室を改修 するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も、住宅改修の対象に なりますか？または、全体的に取り替える場合は、見積書及び工事内訳書はどのように 記載したらよいですか？また、改修前後の写真はどのように撮ればよいですか？	浴室の床段差の解消や、浴槽のまたぎの際の段差の解消、床材の変更等のために現在の浴室からユニットバスに変更する場合も支給対象にすることは可能 です。この場合には、見積書を「ユニットバス工事……円」といったまとまった工事内訳ではなく、少なくとも浴槽・床・壁・天井・扉といった構造部分の内訳が 分かるようにしてください。また、ユニットバスは、浴室全体を改修する機会が多いので、改修前後の写真については、変更にならない部分、たとえば浴室の 窓、脱衣所の床・壁がユニットバスと一緒に映りこんだ写真を添付していただく必要があります。
38	段差の 解消		階段の蹴込みについて	透かし階段に蹴込み板を取り付ける工事は、住宅改修費の支給対象になりますか？	透かし階段に蹴込み板を取り付ける工事は、高齢者の階段での転倒防止には有効な手段ではありますが、「段差の解消」にも「床又は通路面の材料の変更」に も該当しないため、支給対象にはなりません。
39	段差の 解消		浴槽の交換について	高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室の床と浴槽の底の高低差 や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも「段 差の解消」として住宅改修の給付対象となりますか？	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして支給対象となります。
40	段差の 解消		付帯工事の取扱いについて	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改 修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事 について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよろしいか？ ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入り が困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工 事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えありません。
41	(移行) 段差の 解消		屋外の段差解消の工事について	家から庭への出入り口の段差が大きいため、利用者が洗濯物を庭に干すことができな い。この場合、段差解消の工事は保険給付可能か。	屋外の段差解消工事については、例えば洗濯物を干すために庭に出るなど、被保険者の自立支援に資するもので日常生活上、真に必要なものに限り支給対象となる。

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
42	(移行) 段差の 解消		段差解消機の設置工事について	段差解消機を設置すると、段差解消機と地面に段差が生じるので段差解消機と地面の間にコンクリートのスロープを設置した場合、段差解消工事として認められるか。	段差解消機の設置工事が認められていないため、その付帯工事も認められない。
43	(移行) 段差の 解消		ユニットバスによる段差解消について	ユニットバスにすることで浴室の段差解消を行うことは給付対象となるか。	ユニットバスの導入による住宅改修の理由としては、①浴槽のまたぎをゆるやかにする②浴室の床の段差を解消する③扉の交換等があげられる。したがって、対象となるのは床面・扉・浴槽の材料費及び施行費等の一部になるため、内訳書は内容がわかるよう「ユニットバス 一式 〇〇万円」のような記載ではなく詳細なものにすること。
44	(移行) 段差の 解消		段差解消のための浴槽交換工事に付随する給湯器交換について	段差解消を目的に浴槽の高さが異なる浴槽に交換工事するさいに、外付けの給湯器も交換が必要となるが、この場合給湯器を付帯工事として対象額の中に含めることは可能か。	浴槽の高さを変更する必要がある改修は浴槽の交換にかかる経費が対象となるが、この場合、給湯器の費用は対象額に含めることはできない。
45	(移行) 段差の 解消		転落防止のフェンス設置について	道路から玄関までの通路にある階段の下が崖になっており大変危険なため、転落防止のフェンスを設置することは可能か。	転落防止のためのフェンスは、手すりとは認められないため給付対象とはならない。ただし、段差解消のためスロープを設置する工事において、転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は可能である。
46	床又は 通路面		浴室内の床材の変更について	厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室においては床材の滑りにくいものへの変更」となります。これについて、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も対象となりますか？それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給対象となりますか？	マットを浴室内に敷くだけであれば、住宅改修の対象としておりません。また、福祉用具購入の対象としても扱っておりません。
47	床又は 通路面		設置工事の必要のない滑り止めのための床材について	工事や取り付け作業を要さず(床への張り付けや釘止めも不要)、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材は、床材等の変更として住宅改修の対象になりますか？	床に置くだけであれば設置工事等を要さず、床段差の解消にも該当しないため支給対象になりません。また、特定福祉用具の購入にも該当しません。
48	床又は 通路面		滑り止めゴムの取付けについて	階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」になりますか？	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に該当します。
49	床又は 通路面		通路面の材料の変更について	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか？また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか？	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備も付帯工事として支給対象となります。
50	床又は 通路面		通路面の材料の変更について	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となりますか？	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。
51	床又は 通路面		床材の表面加工について	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となりますか？また、階段にノンスリップを付けたり、カーベットを張り付けたりする場合は支給対象となりますか？	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。
52	床又は 通路面		廊下の床の変更について	廊下の床の変更については、住宅改修告示において「滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更」となっているが、車椅子の通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象となりますか？	老朽化や物理的、化学的な摩耗、消耗を理由とするのであれば対象になりません。
53	床又は 通路面		居室の床の変更について	居室において、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。)への変更や板製床材等から畳敷への変更は対象となりますか？	被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、変更(改修)についても支給対象となります。
54	(移行) 床又は 通路面		外出に際、車を使用する必要がある場合の通路面の工事について	外出での移動は車を使う必要がある。玄関から駐車場までの通路面を確保するための工事は給付対象となるか。	外出に際し車を使用する必要がある場合は、敷地内であれば、玄関から駐車場までの通路面の工事は対象となりえる。
55	(移行) 床又は 通路面		御影石のハツリ加工について	外部アプローチ(レンガ敷き)の中に、本御影石(30×45程度が4枚くらい)がはめ込まれている。本人が本御影石部分にすべってしまうため、御影石にハツリ加工をしたいが、これは住宅改修の対象になるか。	滑りの防止として住宅改修の対象となる。
56	(移行) 床又は 通路面		移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更について	歩行器を使用し移動をする際、床材がビニル製で車輪の滑りが悪く転倒してしまう。滑りを良くするためにフローリング材に変更する工事(滑りにくい床から滑りやすい床に変更する工事)は住宅改修の対象になるか。	移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更に該当するので住宅改修の対象となる。ただし滑りやすくすることで弊害が発生しないか等注意が必要。

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
57	扉		浴室の扉の取り替えについて	車椅子利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象となりますか？また、引き戸から引き戸への変更であった場合でも対象となりますか？	被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であれば可能です。引き戸から引き戸への変更についても単に老朽化による場合は対象になりませんが、被保険者の身体状況による理由であれば対象とすることは可能です。
58	扉		扉工事について	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか？また、内開きを外開きに変更する工事は支給対象になりますか？	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、内開きを外開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
59	扉		引き戸の取り替え工事について	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか？	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったから新しい物に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
60	扉		扉の取替えについて	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となりますか？	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。
61	扉		扉の変更について	既存の開き戸のドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合(開き戸)、支給対象となりますか？	被保険者の身体的事由による変更であれば対象になります。単に古くなったなどの理由による場合は対象になりません。
62	便器		洋式便器への取り替えを行った場合における住宅改修告示第6号の範囲について	男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当しますか？	単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものと考えます。
63	便器		便器の取り替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲について	便器の取り替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められているが、具体的にどの部分になりますか？	非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合の、「水洗化」の工事を対象から外しています。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取り替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える場合を想定しています。
64	便器		洋式トイレの向きを変える場合について	障害に適應するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は支給対象になりますか？	被保険者の身体的事由による変更であれば、「洋式便器等への便器の取り替え」として対象になると考えます。
65	便器		ウォシュレットについて	①和式便器から、洗浄機能(ウォシュレット)等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となりますか？	①商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、 <u>洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合</u> にあつては、住宅改修の支給対象に含まれると考えます。 ※洗浄便座一体型の便器としているものであっても、介護保険の対象にならないものがあります。横須賀市に事前に相談してください。
				②既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか？	②介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象にはなりません。
				③既存の洋式便器の便座の高さを上げるため、ウォッシュレット機能付き補高便座を設置した場合、住宅改修の支給対象となりますか？	③住宅改修の支給対象となりません。ウォッシュレット機能付きの補高便座については、補高便座部分のみ福祉用具購入費の支給対象としています。(この場合、一体型としているものであっても、その機能を分離することが可能であるもので、かつ、価格がそれぞれの機能ごとに設定されているものについては福祉用具の対象部分に限って給付対象とします。)また、取付け工事費は、介護保険の対象にはならないため、被保険者の負担となります。但し、平成18年4月より特定福祉用具購入費支給対象は特定福祉用具販売事業所から購入したものに限られます。
66	便器		洋式便器の改修工事について	リウマチ等で膝が十分に曲がなくなったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となりますか？①洋式便器をかさ上げる工事②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合	洋式便器のかさ上げ工事は住宅改修の支給対象となります。②既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該被保険者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象とすることは可能です。
67	便器		和式便器の腰掛式への変換について	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修の支給対象となりますか？	住宅改修の支給対象となりません。腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。但し、平成18年4月より特定福祉用具購入費支給対象は特定福祉用具販売事業所から購入したものに限られます。

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
68	便器		一つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について	同一世帯に2人(夫婦)の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思いますが、トイレの改修工事において、便器の取替え(和式から洋式)を妻(要介護1)、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫(要支援1)というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能ですか？	重複しなければ可能です。便器取替えは、その床段差の解消まで含めて一体的な工事であるため、重複すると考えます。手すりについては、重複していないので可能です。

NO	種別	償還 or 受領	表題	質問	回答
69	(移行) 便器		便器の費用を付帯工事に含めることについて	便器の向きを変更する工事。床と便器がくっついていて、向きを変える際に既存便器を壊して新しい便器を設置せざるをえない。便器本体の費用を付帯工事に含めることは可能か。	便器本体の費用を付帯工事に含めることは認められない。洋式から洋式へ便器を取り替える場合は、高さが変わるなどの場合対象となる。便器本体については付帯工事としては、便器の向き変えに関連するもののみが対象となるため、対象経費は脱着や床の一部補修等に限られる。
70	その他		廊下に設置されている洗面台の移動に係る費用について	車椅子での移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象になりますか？	住宅改修告示の項目にないため、住宅改修の対象にはなりません。
71	その他		ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置について	ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置については、住宅改修の支給対象になりますか？	ホーム用エレベータや階段昇降機のように動力により床段差を解消する機器を設置する工事は支給対象になりません。また、階段昇降機は取り付けに住宅改修工事を伴うため福祉用具貸与種目の「移動用リフト」にも該当しません。
72	その他		昇降機設置のための犬走り撤去について	掃き出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となります。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として支給対象になりますか？	昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。
73	その他		住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用について	住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は支給対象になりますか？	これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付対象になると考えます。
74	その他		保険給付の請求権の消滅時効について	住宅改修費の保険給付消滅時効の起算日はいつからか。	代金を完済した日の翌日を起算日とし、2年間で時効となります。なお、代金完済日とは実務的には領収書記載の日付とします。
75	その他		負担割合について	居宅介護住宅改修費について、負担割合の判定は領収書記載日時点で行うとあるが、受領委任払いの場合はどう取り扱えばよいのですか？	従前より、居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする場合、市町村等に提出する書類には領収書が含まれており、そのような提出書類等を確認した上で給付を行うこととしていることから、領収書記載日時点の負担割合を適用することとしています。
76	その他		金銭的な補填を受けていた場合について	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の負担割合)の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱いはどのようになりますか？	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の負担割合に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。
77	(移行) その他		理由書作成を施設ケアマネが作成することについて	現在老健入所中の者が退所する際に住宅改修を行おうとする場合、理由書作成は施設ケアマネが行ったものも認められるか。	認められない。今後在宅生活を送っていく上で必要な住宅改修のための理由書であるため、理由書作成を行う者は退所後の生活を支援していく居宅の介護支援専門員であることが望ましく、本市の住宅改修費支援事業においても居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員、包括支援センター職員を対象としている。なお、退所前で、かつ居宅の届出前に住宅改修を行うための理由書が作成された場合、当該理由書については住宅改修手数料の請求を行うことができる。
78	(移行) その他		インターネットでの材料費の購入について	家族による住宅改修の際は、材料費のみ支給対象となるが、インターネットで材料購入を検討している。この場合、添付書類の見積書は、いわゆる“買い物カゴ”の一覧表を印刷し購入予定金額を示す書類とすることは可能か。また、承認後実際に購入する際に価格が変わっていた場合はどうすればよいか。	材料の品名と価格の明細が分かるものであれば差し支えない。また、承認後購入時に価格が変わっていた場合は、事後申請の際、領収書とともに実際に購入した材料費の明細内訳がわかる書類を添付する必要がある。例えば、金額変更の際の購入時の“買い物カゴ”の一覧表を添付し、明細がわかるようにすること。